

株 主 各 位

静岡県浜松市南区高塚町4888番地
エンシュウ株式会社

代表取締役社長 山下 晴 央

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市南区高塚町4888番地
エンシュウ株式会社 本社第1会議室
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第149期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

.....
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効とさせていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.enshu.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済対策により雇用や所得環境は回復基調の動きが見られますが、企業収益や設備投資の先行きについては、為替相場の乱高下の影響や新興国経済の減速等により不透明な状況が続いています。一方、世界経済は、米国を中心に緩やかな回復が継続していますが、米国経済の先行きについては新政権の政策に関する不確実性が懸念されます。

このような情勢の中、当社グループは中国、北米、国内への拡販を図るとともに、生産効率化や原価低減などの推進に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、工作機械関連事業部門及び輸送機器関連事業部門ともに減少したことにより20,846百万円（前期比21.2%減）となりました。損益につきましては、工作機械関連事業部門の売上減少及びシステム案件の採算悪化等により、営業損失は404百万円（前期は営業利益556百万円）、経常損失は726百万円（前期は経常利益176百万円）となりました。純損失は791百万円（前期は純利益66百万円）となりました。

なお、配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、財務状態が十分でなく無配とさせていただきたく存じます。

(単位：百万円)

事業別	売上高	受注高
工作機械関連事業部門	10,438	11,603
輸送機器関連事業部門	10,337	10,310
その他の部門	70	70

以下、各事業部門の状況についてご報告申しあげます。

【工作機械関連事業部門】

当連結会計年度における日本工作機械工業界(日工会)の受注総額は1兆2,893億円(前期比7.8%減)となり、2年連続の減少となりました。内需は5,315億円(前期比8.2%減)、外需は7,577億円(前期比7.6%減)となりました。

工作機械関連事業部門につきましては、大型システム案件の減少により、中国向けが大きく落ち込んだため、対策として、国内の中小型システム案件の取り込みや汎用機およびレーザー加工機の拡販を図りましたが、落ち込み分をカバーするまでには至りませんでした。損益面につきましては、原価低減及びプロジェクト管理を推進したものの、売上高の減少およびシステム案件等の採算が想定以上に厳しくなりました。

以上の結果、工作機械関連事業部門の売上高は10,438百万円（前期比33.4%減）、営業損失は850百万円（前期は営業利益345百万円）となりました。

【輸送機器関連事業部門】

輸送機器関連事業部門につきましては、主力製品であります大型二輪車用部品の生産の減少及び四輪車用部品の一部生産終了により売上が減少する一方、前期より積極的に取り込みを推進した新規部品が下期に順調に立ち上がり、通期では若干の売上減少に留めることができました。損益面におきましては、ベトナム現地法人の生産が軌道に乗ってきたことと、経費削減や生産性向上活動などの施策を継続的に推進した結果、営業利益は単体、連結共に増益となりました。

以上の結果、輸送機器関連事業部門の売上高は10,337百万円（前期比3.2%減）、営業利益は394百万円（前期比207.2%増）となりました。

【その他部門】

不動産賃貸事業により売上高は70百万円となり、営業利益は51百万円となりました。

2. 対処すべき課題

工作機械関連事業部門におきましては、海外需要の取り込みを重視し、海外子会社との連携をさらに強化してまいります。

システム商品におきましては営業強化策により増加した引合い案件の受注率を高めるべく、提案力強化を図ってまいります。加えて、物件毎に仕事のやり方を変えるものづくり改革、コスト構造改革、調達改革に取り組み、利益の確保に努めてまいります。

汎用機におきましては、新たに開発したピストン加工機の展示会出展や、昨年JIMTOFで発表したホーニング機能付きマシニングセンタ、小型5軸マシニングセンタの展開を行い、エンシュウ独自の新技术、新商品の拡販に努めてまいります。

レーザー関連におきましては、レーザー・クラッドの海外展開を進め、さらなる売上拡大に努めてまいります。

輸送機器関連事業部門におきましては、主力製品であります大型二輪車用及び自動車関連の仕事量が減少し環境はさらに厳しさを増しておりますが、引き続き新規顧客の開拓と新規部品を積極的に取り込みながら、生産性向上と品質向上、原価低減等の各種施策活動をさらにステップアップさせて、体質強化と売上確保、利益創出を図ってまいります。

そして、ベトナム工場を活用した最適生産体制を発展させ、グローバルにお客様にご満足いただける品質、価格、納期の提供ができるように努めてまいります。

内部統制につきましては、内部統制会議を中心にリスク・コンプライアンス管理等の統制を推進してまいります。

平成29年5月12日に「長期ビジョン、新中期経営計画」を発表致しました。「お客様の期待に応え選ばれ続けるブランドになる」を経営ビジョンとして、平成31年度売上高290億円、営業利益率5%を目標としております。初年度である平成29年度は黒字回復を目指して全社一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資額は536百万円であります。内訳は輸送機器関連事業部門において297百万円、工作機械関連事業部門において143百万円、その他部門において95百万円でありました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	第146期 平成26年3月期	第147期 平成27年3月期	第148期 平成28年3月期	第149期 平成29年3月期
売 上 高 (百万円)	31,060	29,921	26,454	20,846
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,565	△411	176	△726
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,459	△582	66	△791
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	23.11	△9.23	1.05	△12.54
総 資 産 (百万円)	35,965	34,476	32,952	29,967
純 資 産 (百万円)	7,905	7,711	7,234	6,297

5. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ENSHU (USA) CORPORATION	千米ドル 2,302	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU GmbH	千ユーロ 511	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU (Thailand) Limited	千バーツ 20,000	% 100.0 (77.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co., Ltd.	千バーツ 50,000	% 100.0 (52.0)	各種工作機械の製造、販売サポート業務
PT. ENSHU INDONESIA	千米ドル 100	% 100.0 (1.0)	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
遠州 (青島) 機床製造有限公司	千元 9,867	% 100.0	各種工作機械の製造、販売サポート業務
遠州 (青島) 機床商貿有限公司	千元 8,097	% 100.0	各種工作機械・専用機の販売およびサービス
ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	千米ドル 11,460	% 100.0	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス

当社の連結子会社は上記の8社であります。

(注) 出資比率の()内は、間接所有分内数であります。

6. 主要な事業内容

事業部門	主要製品
工作機械関連事業	フレキシブルトランスファーマシン&ライン、各種専用機、マシニングセンタ、半導体レーザー加工機他
輸送機器関連事業	二輪車用エンジン、雪上車、ゴルフカーおよびバギー車の部品加工、船舶用エンジンの加工、自動車用部品の加工
その他	不動産賃貸事業

7. 主要な営業所および工場

名称	所在地
本社および工場	静岡県浜松市南区
浜北工場	静岡県浜松市浜北区
東京支店	東京都品川区
大阪支店	大阪府吹田市

8. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,036名	49名増

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,340百万円
株式会社りそな銀行	3,340百万円

(注) 上記借入額には、株式会社みずほ銀行他によるシンジケートローンは含まれておりません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 63,534,546株
(自己株式 454,097株を含む)
3. 株主数 6,280名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
ヤマハ発動機株式会社	6,457	10.23
エンシュウ取引先持株会	6,379	10.11
浜松ホトニクス株式会社	2,000	3.17
株式会社みずほ銀行	1,572	2.49
みずほ信託銀行株式会社	1,455	2.30
株式会社りそな銀行	1,414	2.24
日本証券金融株式会社	1,108	1.75
エンシュウ従業員持株会	1,028	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	953	1.51
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	846	1.34

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
土屋隆史	代表取締役社長 社長執行役員	
山下晴央	代表取締役 副社長執行役員	
勝倉宏和	取締役 常務執行役員 管理本部長	
岡部比呂男	社外取締役	ヤマハ株式会社 顧問
中村泰之	取締役 常勤監査等委員	
石塚 尚	社外取締役 監査等委員	石塚・村松法律事務所 弁護士 株式会社桜井製作所 社外監査役
嶋津忠彦	社外取締役 監査等委員	浜松ホトニクス株式会社 取締役

- (注) 1) 取締役岡部比呂男氏、石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は、社外取締役であります。
- 2) 取締役中村泰之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や、内部統制部門等との関係を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3) 取締役岡部比呂男氏、石塚尚氏ならびに嶋津忠彦氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4) 監査等委員嶋津忠彦氏は、浜松ホトニクス株式会社の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中村泰之氏および社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額いずれか高い額を限度として、その責任を負うこととします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 (監査等委員を除く)	7名	56百万円	(うち社外取締役	1名	3百万円)
取締役 (監査等委員)	3名	15百万円	(うち社外取締役	2名	5百万円)
監査役	3名	5百万円	(うち社外監査役	1名	0百万円)

- (注) 1) 上記には当事業年度中に退任した取締役および監査役を含めております。なお、当社は平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2) 取締役（監査等委員であるものを除く）報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額200百万円以内(内社外取締役分は年額20百万円以内)と決議いただいております。
- 3) 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第148回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- 4) 監査役の報酬限度額は平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- 5) 上記支給額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額14百万円を支払っております。

4. 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況等

- ・ 社外取締役 岡部比呂男氏

同氏は、ヤマハ株式会社の顧問であります。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに適宜発言を行いました。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 石塚尚氏

同氏は、石塚・村松法律事務所の弁護士であります。また、株式会社桜井製作所の社外監査役に就任しております。なお、当社と当該他の法人等との関係で記載すべき該当事項はありません。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中16回に出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回中3回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回中10回に出席し、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行いました。

- ・ 社外取締役（監査等委員） 嶋津忠彦氏

同氏は、当社の持株比率3.17%を保有する大株主である浜松ホトニクス株式会社の取締役を兼務しております。

当期における主な活動状況としましては、当期に開催した取締役会16回中14回に出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回中3回に出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回中10回に出席し、主に財務及び会計に関する経験から適宜発言を行いました。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1) 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の報酬等の額は明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的とすることといたします。

6. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. 会社の体制及び方針

当社は平成28年6月29日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、決議内容は下記のとおりであります。

1. **当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・ 当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役または執行役員（以下、「取締役等」という）は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。社長は、内部統制を推進する組織として内部統制部を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の法令遵守状況等について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。
2. **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・ 当社の取締役等は、情報の保存及び管理に関する規程を整備し、情報の保存及び管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「情報管理委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。
3. **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・ 当社の取締役等は、損失の危険の管理に関する規程を整備し、損失の危険の管理に関する全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、経営活動の遂行を阻害するリスク要因を整理して年2回の内部統制会議において報告を行い、取締役会は、それらの発生予防と発生時の損害を最小限にするように必要な指示を行う。
4. **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・ 当社の取締役会は、取締役会規則に基づき経営の基本方針、法令で定められた事項等を決定し、当社の取締役等の業務執行状況を監督する。取締役会は、上記以外の業務執行に係る決定を社長に委任し、社長は、当社の取締役等の職務執行が効率的に行われるよう規程類の整備を行うとともに、経営会議等において必要な指示を行う。

5. **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・当社の取締役会は、「エンシュウ株式会社 行動規範」を定め、当社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制に関わる規程を整備する。社長は、内部統制を推進する組織として内部統制部を設置するとともに、法令遵守の全社的推進組織として、管理本部担当の取締役等を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、年2回の内部統制会議において、当社の使用人の法令遵守状況について報告を行い、取締役会はこれをレビューする。
6. **次に掲げる体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 6-イ. **当社の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- ・当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する体制を確保し、年2回の現地法人会議等を通じて、円滑な情報交換を推進する。
- 6-ロ. **当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・当社の取締役等は、当社の子会社の損失の危険の管理を推進するため、年2回の現地法人会議等を通じて、子会社の取締役等との情報交換を行い、また、必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。当社の「リスク・コンプライアンス委員会」は、子会社の損失の危険の管理に関し、必要な指導を行う。
- 6-ハ. **当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「関係会社管理規程」を定め、年2回の現地法人会議等により、情報交換を行い、また必要に応じて取締役等または社員を子会社に派遣する。
- 6-ニ. **当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ・当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等に対し、「関係会社管理規程」により必要な報告を求め、所在国の法令等を踏まえて各社ごとに「行動規範」を定めるよう指示し、子会社の取締役等は、法令・定款を遵守するための法令遵守体制を整備する。また、当社の取締役等は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、年2回の現地法人会議等を通じて情報交換を行い、また必要に応じて、取締役等または社員を子会社に派遣する。

7. **当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
- ・当社の監査等委員会より職務を補助すべき取締役等及び使用人を置くことを求められた場合は、速やかに対応するものとし、補助すべき使用人の配置にあたっては当社の監査等委員会と協議しその意見を十分考慮して検討を行う。
8. **前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項**
- ・当該取締役等の業績評価、及び当該使用人の人事異動、人事考課については当社の監査等委員会の同意を得る。
9. **当社の監査等委員会の第7号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・当該取締役等及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保することで、当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役等及び使用人に対する指示の実効性を確保する。
10. **次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**
- 10-イ. **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
- ・当社の取締役等及び使用人は、重要な業務執行を審議するため、経営会議等を開催し、当社の監査等委員は、会議等に参加しその報告を受ける体制とし、報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へその内容を報告する。また、取締役等及び使用人は、全社的（当社及び当社グループ）に特に重大な影響を及ぼす事項については、即報制度等により、速やかに監査等委員に報告する。
- 10-ロ. **当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
- ・当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「関係会社管理規程」を通じて当社の取締役等に報告し、当該取締役等は当社の監査等委員に対して、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼす事項及び内容を速やかに報告する。報告を受けた監査等委員は、監査等委員会へ報告する。
11. **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・前号の報告をした当社並びにその子会社から成る企業集団の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当該報告をしたことを理由とした不利益な扱いを受けないよう取締役会及び経営会議が監視する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社の監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした時は、明らかに監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、管理本部は速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社の監査等委員は、監査が効率的且つ効果的に行われるために、経営会議等重要会議に出席し、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会を開催する。また、内部統制部より報告を受け、必要に応じ調査を依頼することができる。

14. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
 - ・ 反社会的勢力への対抗姿勢として、企業としての信頼を維持し、業務の適正性・健全性を維持するために、「エンシュウ株式会社 行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する。反社会的勢力による不当要求等に対しては、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備し、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「会社の体制及び方針」に沿った当社及びその関係会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

なお、当社は平成28年6月29日の第148回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しており、下記の「5. 監査を支える体制」については、移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても、監査役について同様の体制を整備・運用しております。

1. 法令遵守の体制

- ・当社は、当社グループにおける使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループ各社が行動規範を定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社の行動規範をはじめとした遵守すべきルールの周知・徹底を図るため「コンプライアンスマニュアル」を作成して、教育・啓蒙活動を行ってまいりました。また、当期は「コンプライアンス意識調査」を全従業員に対して実施し、その調査結果を活動にフィードバックしております。
- ・当社グループは内部通報制度を設けており、通報窓口に労働組合を加えるなど、制度運用の実効性を高める取り組みも行っております。
- ・反社会的勢力との関係遮断、排除の取り組みとして、当社「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を通して従業員への教育・啓蒙活動を行なうとともに、外部専門機関（静岡県企業防衛対策協議会等）とも連携して反社会的勢力に関する情報収集をし、予防対策を継続的に行なっております。

2. リスク管理の体制

- ・当社グループにおける損失の危険の管理に関する取り組みとして、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社各部門及び当社グループ各社におけるリスク管理体制の整備の支援をするとともに、当社グループとして経営活動を阻害するリスク要因を整理し、特定した重要リスクについては、各部門において、その発生予防と損害の最小化を図ってまいりました。重要リスクの見直しについては、年2回行っております。
- ・また、当社では「即報制度」ならびに「関係会社管理規程」を制定し当社および当社グループで発生した重要事案については、当社および当社取締役（監査等委員である取締役を含む）に速やかに報告される体制を確立しております。

3. 効率性確保の体制

- ・当社は「組織・職務権限規定」を定めて、取締役および役職者の職務権限と業務分掌を明示し効率的な職務執行体制を確保しております。取締役会は、「取締役会規則」によって経営の執行方針や法令で定められた事項など取締役会における重要な決議事項を定めるとともに、業務執行役員に対する職務執行状況の報告を義務化し、当期においては16回開催いたしました。また、会社経営の円滑な遂行を

図るため経営会議を設置し、一切の経営に関する重要な事項について必要な協議を行っており、当期においては24回開催されております。

- ・当社グループとしては、当社グループ各社の役員が一堂に会する「合同役員会」を2回開催し、グループ各社の重要な経営方針の確認ならびに承認を行なっております。また、「関係会社管理規程」により、その他の重要な案件の報告および承認についてもルールを定め、当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれる体制を確保しております。

4. 情報の保存管理

- ・当社は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類・その他法令により作成が義務づけられている文書を含む一切の業務文書で一定期間保存を要するものについては、必要な事項を「文書管理規程」に定めて、適切に保存管理しております。また、「情報システム運用基本規程」を定めて、業務上取り扱う情報資産及び情報システムを適切に管理・使用する体制を確保しております。

また、当期は、情報管理方針の策定及び使用人に対する情報管理意識の普及啓発を目的に「情報管理委員会」を設置するとともに、インサイダー情報の管理に関する規則の見直しを行い、一層の管理強化を図ってまいりました。

5. 監査を支える体制

- ・監査等委員は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、また、代表取締役および会計監査人との定期的な意見交換の場を通して内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査等委員は内部統制部より毎月の定例報告会等により、内部統制部の監査計画に基づく監査の状況の報告を受け、また、監査等委員会として年2回監査結果の報告を受けております。

(注) 事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,362	流動負債	15,527
現金及び預金	2,735	支払手形及び買掛金	2,399
受取手形及び売掛金	3,962	電子記録債務	1,271
電子記録債権	1,510	短期借入金	9,995
商品及び製品	2,862	リース債務	80
仕掛品	2,870	未払法人税等	43
原材料及び貯蔵品	1,182	賞与引当金	218
繰延税金資産	87	資産除去債務	70
その他	239	その他	1,448
貸倒引当金	△88	固定負債	8,141
固定資産	14,604	長期借入金	2,478
有形固定資産	14,159	リース債務	76
建物及び構築物	2,829	再評価に係る繰延税金負債	1,563
機械装置及び運搬具	3,598	役員退職慰労引当金	15
土地	7,387	退職給付に係る負債	3,814
リース資産	29	資産除去債務	156
建設仮勘定	77	その他	37
その他	236	負債合計	23,669
無形固定資産	155	(純資産の部)	
のれん	10	株主資本	3,424
リース資産	118	資本金	4,640
その他	26	資本剰余金	1,230
投資その他の資産	289	利益剰余金	△2,379
投資有価証券	20	自己株式	△66
その他	271	その他の包括利益累計額	2,872
貸倒引当金	△2	その他有価証券評価差額金	2
		土地再評価差額金	3,666
		為替換算調整勘定	375
		退職給付に係る調整累計額	△1,171
		純資産合計	6,297
資産合計	29,967	負債及び純資産合計	29,967

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目		金 額	
売 上	高 価		20,846
売 上 原 価	価 値		18,485
売 上 総 利 益	益		2,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		2,765
営 業 損 失 (△)			△404
営 業 外 収 益	益		
受 取 利 息	息	14	
受 取 配 当 金	金	0	
助 成 金 収 入	入	20	
そ の 他	他	58	92
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	239	
為 替 差 損	損	115	
そ の 他	他	58	413
経 常 損 失 (△)			△726
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	9	9
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 廃 棄 損	損	13	
減 損	損	6	20
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)			△737
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		28	
法 人 税 等 調 整 額		25	53
当 期 純 損 失 (△)			△791
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△791

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	4,640	1,230	△1,587	△66	4,216
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△791		△791
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△791	△0	△791
平成29年3月31日残高	4,640	1,230	△2,379	△66	3,424

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					純資産合計
	そ の 有 価 証 評 差 額	他 土 再 差 額	地 価 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 整 額 累 計	
平成28年4月1日残高	1	3,666	619	△1,268	3,018	7,234
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△791
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	0		△244	97	△145	△145
連結会計年度中の変動額合計	0	—	△244	97	△145	△937
平成29年3月31日残高	2	3,666	375	△1,171	2,872	6,297

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称 8社
ENSHU (USA) CORPORATION
ENSHU GmbH
ENSHU (Thailand) Limited
BANGKOK ENSHU MACHINERY Co., Ltd.
PT. ENSHU INDONESIA
遠州（青島）機床製造有限公司
遠州（青島）機床商貿有限公司
ENSHU VIETNAM Co., Ltd.

(2) 非連結子会社の数

非連結子会社の名称 1社
(有)エンシュウ厚生センター
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称 1社
(有)エンシュウ厚生センター
(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等の及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社8社の事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの
デリバティブ
たな卸資産

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法によっております。

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

工作機械商品及び製品、仕掛品は個別法、その他のたな卸資産は主として総平均法によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 7～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～10年 |
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。
なお、主なリース期間は5年です。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-----------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 当社においては、従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 当社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。 |
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- | | |
|-------------------|---|
| 重要なヘッジ会計の方法 | |
| ヘッジ会計の方法 | 金利スワップの特例処理 |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 長期借入金 |
| ヘッジ方針 | 長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。 |
| 退職給付に係る負債の会計処理の方法 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 |
| 消費税等の会計処理 | 税抜き方式によっております。 |

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」(前連結会計年度0百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度は区分掲記しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	1,936百万円
機械装置及び運搬具	2,065百万円
土地	7,283百万円
計	11,284百万円

担保に係る債務

短期借入金	9,621百万円
長期借入金	2,363百万円
計	11,985百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 27,642百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額 △2,087百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	63,534,546	—	—	63,534,546

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）を銀行等金融機関からの借入による方法にしております。なお、長期借入金の返済期間は、3～5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,735	2,735	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,962	3,962	—
(3) 電子記録債権	1,510	1,510	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	4	4	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,399)	(2,399)	—
(6) 電子記録債務	(1,271)	(1,271)	—
(7) 短期借入金	(5,290)	(5,290)	—
(8) 長期借入金	(7,184)	(7,183)	△0
(9) デリバティブ取引	(14)	(14)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、並びに(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、長期借入金として表示しております。

(9) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、静岡県において、賃貸用の商業用施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
1,768	1,547

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

99円83銭

1株当たり当期純損失金額（△）

△12円54銭

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,360	流動負債	15,020
現金及び預金	1,952	支払手形	328
受取手形	185	買掛金	1,932
売掛金	4,120	電子記録債権	1,271
電子記録債権	1,510	短期借入金	9,995
商品及び製品	855	リース債権	75
仕掛品	2,759	未払金	592
原材料及び貯蔵品	812	未払費用	75
関係会社短期貸付金	1,178	未払法人税等	20
未収入金	12	未払消費税等	137
前払金	6	前受金	27
前払費用	28	預り金	115
その他	13	賞与引当金	218
貸倒引当金	△75	設備関係支払手形	6
		営業外電子記録債権	137
固定資産	15,680	資産除去債務	70
有形固定資産	12,161	その他	14
建物	1,966	固定負債	6,962
構築物	174	長期借入金	2,478
機械及び装置	2,411	リース債務	73
車両運搬具	16	再評価に係る繰延税金負債	1,563
工具、器具及び備品	169	繰延税金負債	0
土地	7,387	退職給付引当金	2,638
リース資産	10	役員退職慰労引当金	15
建設仮勘定	24	資産除去債務	156
無形固定資産	144	長期預り保証金	35
ソフトウェア	25	負債合計	21,982
リース資産	118	(純資産の部)	
施設利用権	0	株主資本	3,391
投資その他の資産	3,374	資本金	4,640
投資有価証券	17	資本剰余金	1,230
関係会社株式	389	資本準備金	1,230
出資金	0	利益剰余金	△2,412
関係会社出資金	1,379	その他利益剰余金	△2,412
関係会社長期貸付金	1,529	繰越利益剰余金	△2,412
従業員に対する長期貸付金	32	自己株式	△66
長期前払費用	10	評価・換算差額等	3,668
その他	17	その他有価証券評価差額金	2
貸倒引当金	△2	土地再評価差額金	3,666
		純資産合計	7,059
資産合計	29,041	負債及び純資産合計	29,041

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

科 目	金 額
売上高	19,005
売上原価	17,612
売上総利益	1,393
販売費及び一般管理費	2,035
営業損失(△)	△642
営業外収益	
受取利息	74
受取配当金	0
助成金収入	20
その他	59
営業外費用	
支払利息	222
為替差損	113
その他	45
経常損失(△)	△869
特別利益	
固定資産売却益	3
特別損失	
固定資産廃棄損失	13
減損損失	6
関係会社出資金評価損	44
税引前当期純損失(△)	△930
法人税、住民税及び事業税	11
当期純損失(△)	△941

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円、百万円未満は切捨て)

残高及び変動事由	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成28年4月1日残高	4,640	1,230	1,230	△1,471	△1,471	△66	4,333
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)				△941	△941		△941
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△941	△941	△0	△941
平成29年3月31日残高	4,640	1,230	1,230	△2,412	△2,412	△66	3,391

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	1	3,666	3,667	8,000
事業年度中の変動額				
当期純損失(△)				△941
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0		0	0
事業年度中の変動額合計	0	—	0	△941
平成29年3月31日残高	2	3,666	3,668	7,059

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

半製品・原材料・貯蔵品 総平均法

仕掛品 工作機械 個別法

輸送機器他 総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員賞与の支払に充てるため、会社基準（支払予定額）による要支給額を引当てております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、15年による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰勞引当金

役員の退職慰勞金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。なお、平成19年4月27日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰勞金制度を廃止することを決議いたしました。当事業年度末における役員退職慰勞引当金残高は、当制度廃止以前から在職している取締役に対する支給見込額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理

ヘッジ手段とヘッジ

ヘッジ手段 金利スワップ

対象

ヘッジ対象 長期借入金

ヘッジ方針

長期運転資金の金利を固定化するためのものであります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているので決算日における有効性の評価を省略しております。

消費税等の処理方法

税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」(前事業年度0百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度は区分掲記しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		
建	物	1,766百万円
構	築	169百万円
機	械	2,065百万円
土	地	7,283百万円
	計	11,284百万円
担保に係る債務		
短	期	9,621百万円
借	入	2,363百万円
長	期	2,363百万円
	借	2,363百万円
	入	2,363百万円
	計	11,985百万円
 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 26,913百万円
 3. 関係会社に対する金銭債権債務 1,216百万円

短期金銭債権	1,216百万円
短期金銭債務	71百万円
- なお、区分掲記したものについては除いております。
4. 土地の再評価

<p>土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を基準とする方法、及び同条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の期末における時価</p> <p>と再評価後の帳簿価額との差額 △2,087百万円</p>	
---	--

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,364百万円
仕入高等	686百万円
営業取引以外の取引高	143百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	454,097株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等被所有割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末高
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	ヤマハ発動機㈱	静岡県磐田市	85,797	二輪車船舶機製造	直接10.23%	なし	二輪車用エンジン部品等の受託加工	受託加工	7,519	売掛金 電子記録債権	766 840
								原材料の仕入	3,454	買掛金	620

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 受託加工及び原材料の仕入については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の割合	関係内容		取引の内容	取引額	科目	期末高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ENSHU (USA) CORPORATION	米国 イリノイ州	2,302 千米ドル	各種工作機械・専用機の販売およびサービス	直接 100%	なし	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	953	売掛金	523
								利息の受取	13	関係会社短期貸付金	504
子会社	ENSHU GmbH	ドイツ ランゲン	511 千ユーロ	各種工作機械・専用機の販売およびサービス	直接 100%	なし	各種工作機械・専用機の販売およびサービスの委託資金の貸付	機械等の販売	516	売掛金	346
								利息の受取	5	関係会社短期貸付金	494
子会社	ENSHU VIETNAM Co., Ltd.	ベトナム バクニン	11,460 千米ドル	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンス	直接 100%	なし	輸送機器の部品製造および工作機械および部品の製造・メンテナンスの委託資金の貸付	利息の受取	54	関係会社短期貸付金	179
										関係会社長期貸付金	1,529

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 機械等の販売については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、一般的取引条件を参考に決定しております。
2. ENSHU (USA) CORPORATION及びENSHU GmbHに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. ENSHU VIETNAM Co., Ltd. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は2017年6月から2023年12月まで3ヵ月ごとに返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 111円91銭
1株当たり当期純損失金額(△) △14円93銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

エンシュウ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 柴田 和 範 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小 出 修 平 ㊞

業務執行社員 公認会計士 元 雄 幸 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エンシュウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

エンシュウ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	柴田和範 ㊞
業務執行社員	公認会計士	小出修平 ㊞
業務執行社員	公認会計士	元雄幸人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エンシュウ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

エンシュウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中村 泰之 ㊟

監査等委員 石塚 尚 ㊟

監査等委員 嶋津 忠彦 ㊟

(注) 監査等委員石塚尚及び嶋津忠彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

顧客工場内等での当社商品据付作業に対する顧客の要望に、よりきめ細かく対応できるよう事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 機械およびその付属品、器具、工具の製造、販売ならびにサービス事業</p> <p>(2) 輸送用機械器具およびこれに関する諸機器、部品の製造、販売ならびにサービス事業</p> <p>(3) その他一般機械器具および部品の製造、販売</p> <p>(4) 鋳物製品の製造、販売</p> <p>(5) 不動産業および住宅関連機器の製造、販売</p> <p>(6) 情報の収集、処理、提供、通信その他の情報サービス業</p> <p> <新設></p> <p>(7) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(8) 前各号の目的を達するため投融資を為し又は会社設立の発起人となること</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <現行通り></p> <p>(2) <現行通り></p> <p>(3) <現行通り></p> <p>(4) <現行通り></p> <p>(5) <現行通り></p> <p>(6) <現行通り></p> <p><u>(7) 前各号に付帯関連する工事の請負</u></p> <p><u>(8) <現行通り></u></p> <p><u>(9) <現行通り></u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)(4名)全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において、より機動的に経営上の意思決定を行うため取締役を1名減員し、取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま した はる お 山下 晴 央 (昭和34年1月1日)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社工作機械事業部 メカ設計グループ長 平成19年4月 当社工作機械事業部 技術部長 平成20年4月 当社部品事業部 製造部長 平成22年8月 当社工作機械事業部 営業部主幹 平成23年1月 ENSHU Thai社長 兼 BANGKOK ENSHU MACHINERY社長 平成24年4月 当社工作機械事業部 副事業部長 平成24年6月 当社取締役 工作機械事業部長 平成26年6月 当社常務取締役 工作機械事業部長 平成26年12月 当社常務取締役 工作機械・レーザー事業部長 平成28年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 平成29年4月 当社代表取締役 社長執行役員 現在に至る</p>	103,000株
<p>取締役候補者とした理由 山下晴央氏は、長年にわたり工作機械・輸送機器の両事業を牽引し、事業全般に精通した豊富な経験と実績を有しています。また常務、副社長、社長を歴任し、経営者として経営全般に関する知見を有しています。引き続き、当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適任と判断し、取締役として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	かつ くら ひろ かつ 勝 倉 宏 和 (昭和35年10月29日)	昭和58年4月 ㈱日本興業銀行入行 平成21年1月 ㈱みずほコーポレート銀行 営業第七部 副部長 平成22年12月 ㈱みずほフィナンシャルグループ 監査役室 室長 平成25年2月 当社出向 管理本部企画推進室長(理事) 平成25年8月 当社管理本部企画財務部長(理事) 平成26年6月 当社入社 当社取締役 管理本部長 平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 平成29年4月 当社代表取締役 副社長執行役員 兼 管理本部長 現在に至る	58,000株
取締役候補者とした理由 勝倉宏和氏は、長年にわたり金融業務に携わり、広範な知識、豊富な経験を有しています。当社においては、財務部門をはじめとして幅広く管理部門の長として牽引し、さらに副社長として全社的視点で会社経営に尽力しております。引き続き当社の今後の経営戦略の実現を図ると共に、業務執行の監督を行うに適人と判断し、取締役として選任しております。			
3	※ すみ おか りょう いち 墨 岡 良 一 (昭和31年4月25日)	昭和55年4月 ヤマハ発動機㈱入社 平成19年6月 Yamaha Motor Asia Pte. Ltd. 社長 平成22年1月 ヤマハ発動機㈱ MC事業本部事業戦略統括部長 平成23年3月 同社執行役員 MC事業本部第1事業部長 平成24年3月 同社上席執行役員 MC事業本部第3事業部長 平成25年1月 同社上席執行役員 企画・財務本部副本部長 平成29年3月 同社退任・顧問就任(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) ヤマハ発動機㈱ 顧問	0株
社外取締役候補者とした理由 墨岡良一氏は、長年にわたりヤマハ発動機株式会社の役員を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 墨岡良一氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 墨岡良一氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、定款第28条により100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本議案は、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。補欠の監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役が、法令に定める員数を欠くことになった場合に、監査等委員である取締役に就任するものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いしづか しん 石塚 伸 (昭和22年6月16日)	昭和59年10月 静岡県弁護士会登録 同年 10月 石塚・村松法律事務所入所(現任) 平成6年6月 スズキ㈱社外監査役就任 平成28年6月 スズキ㈱社外監査役退任 (重要な兼職の状況) 石塚・村松法律事務所 弁護士	0株
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由 石塚伸氏は、弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の経営に活かして職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任しております。		

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 石塚伸氏が就任した場合は、社外取締役となります。
 3. 石塚伸氏が就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 4. 石塚伸氏が就任した場合、当社は同氏との間で100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所：静岡県浜松市南区高塚町4888番地
エンシュウ株式会社 本社第1会議室

